

違反対象物の公表制度がはじまりました!! (今和2年4月1日~運用開始)





って何??

建物を安心して安全に利用していただくために、重要な消防 法令違反のある建物の情報を、久米島町のホームページにて公 表するものです。

○公表の対象となる建物○

- ・飲食店 ・物品販売店 ・ホテル
- ・旅館 ・カラオケボックス
- ・不特定多数の人が出入りする建物や病院
- ・福祉施設など一人で避難することが困難な方が 利用する建物が対象です

○公表の対象となる違反○

左記の建物のうち、消防法令により設置が義務付けら れている、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動 火災報知機設備が設置されていない重大な消防法令違反 のある建物が対象となります。

○公表方法○ 久米島町のホームページへ記載!!

○公表する内容○

①建物の名称

②建物の所在地

③違反の内容

建物関係者の方へ

所有、管理する建物で、用途変更(部分的な用途変更も含む)増改築、建物同士の接続などの 工事を行う場合には、消防へ必ずご相談下さい。これらの変更や工事を行ったことにより、公 表の対象となる設備が必要となる場合があり、設置されてないときは公表の対象になります。 新たに事業を始める方も同様ですので、事前にご相談ください!!

建物を安心して安全に利用していただくために、一人一人が意識していきましょう! (^^)! 詳しくは、久米島町消 防本部予防班までお問合せください★

問い合わせ先



久米島町消防本部 予防班 KUMEJIMAFIRE DEPT.

TEL 098-985-3281 FAX 098-985-3942

※火災の早期発見と『逃げ遅れ』を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。定期的に作動の確認をしましょう。

- ○消防法及び久米島町 条例により、すべての住宅に火災警報器が義務づけられました。
- ※※火入れを行う地域の皆さんは必ず消防本部まで連絡するようお願いします。
- ※火事・救急・救助は119番へお願いします。

令和2年3月出動状況 ()は、令和2年累計

・救 急 ·······19件 (96件) ・風水害 ………… 0件(0件) • 火 災 …………… 1件 (2件) 捜索 …… 0件(0件) ・その他 ………… 1件 (2件) • 救 助 ………… 1件 (1件)

合計…… 22件(101件)



久米島漁協からのお知らせ

久米島漁協では、除菌の効果がある「次亜塩素水」を無料 配布いたします。ペットボトル等の密封できる容器をご持 参ください。詳しい内容につきましては、下記の連絡先ま でお問合せください。

所】 【配布時間】

久米島漁協(真泊港)漁協直売所·水産加工場 平日 午前8時30分~午後5時

第1・3・5 土曜 午前8時30分~午後12時

※日曜・祝日・第2・4土曜は休み

【お問合せ先】久米島漁協(真泊港)漁協直売所・水産加工場 担当:田村、島袋 ☎985-8217

(使用方法)

「次亜塩素酸水」とは

・薄めずにそのままお使いください。

必要がありません。安全です。

おもちゃ等の除菌・殺菌にご利用になれます。

・スプレーボトルに入れてのご使用をお勧めします。

手洗い後の手の殺菌や、ドアノブ、手すり・テーブル・遊具・

カルキ臭さもほどんどなく、ハイター等を薄めた液のように

ヌメヌメ感もありません。水のようにサラサラです。殺菌力も 高く、殺菌スピードも速く、すぐに塩素が飛ぶので残留塩素の

心配もありません。なのでハイター使用時みたいに換気をする

